12　子の返還を命ずる義務（第一二条関係）
(一)　子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、司法当局又は行政当局は、直ちに子の返還を命ずる。
(二)　司法当局又は行政当局は、一年が経過した後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、子の返還を命ずる。
(三)　司法当局又は行政当局は、子が他の国に連れ出されたと信ずるに足りる理由がある場合には、返還のための手続を中止し、又は返還の申請を却下することができる。

13　子の返還を命ずる義務の例外（第一三条及び第二〇条関係）
(一)　司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が次のいずれかのことを証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わない。
(1)　子を監護していた個人等が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと。
(2)　返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。
(二)　司法当局又は行政当局は、子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、子の返還を命ずることを拒むことができる。
(三)　司法当局又は行政当局は、自国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、子の返還を命ずることを拒むことができる。

14　監護の権利についての本案の決定の禁止（第一六条関係）
子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後は、監護の権利についての本案の決定を行わない。

15　子の返還に関する決定を本案の判断とすることの禁止（第一九条関係）
この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

16　接触の権利の効果的な行使を確保するための援助の申請（第二一条関係）
(一)　接触の権利の効果的な行使を確保するように取り計らうことを求める申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。
(二)　中央当局は、接触の権利が平穏に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、第七条に定める協力の義務を負う。

17　手続費用の保証の要求の禁止（第二二条関係）
いかなる保証、担保及び供託も、この条約の適用を受ける司法上又は行政上の手続に要する費用の支払を保証するために要求してはならない。

18　言語（第二四条関係）
要請を受ける国の中央当局に送付される申請等は、原語によるものとし、当該国の公用語又はフランス語若しくは英語による翻訳を添付する。ただし、締約国は、留保を付することにより、フランス語又は英語のいずれか一方の使用を拒むことができる。

19　法律に関する援助及び助言（第二五条関係）
締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において、当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同一の条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。

20　手数料の徴収の禁止等（第二六条関係）
(一)　中央当局その他締約国の公の当局は、申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。特に、手続の費用及び弁護士その他法律に関する助言者が参加した場合にはその参加により生ずる費用の支払を申請者に要求することができない。ただし、子の返還の実施のために要した費用又は将来要する費用の支払については、要求することができる。
(二)　締約国は、留保を付することにより、(一)の費用であって弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずるものを自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。

21　申請が要件を欠く場合（第二七条関係）
申請が要件を満たしていないこと又は申請に十分な根拠がないことが明白である場合には、中央当局は、当該申請を受理する義務を負わない。

22　直接の申請（第二九条関係）
この条約は、監護の権利又は接触の権利の侵害があったと主張する個人等が、締約国の司法当局又は行政当局に直接申請を行うことを妨げるものではない。

23　時間的適用範囲（第三五条関係）
この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

24　署名並びに批准、受諾及び承認（第三七条関係）
(一)　この条約は、ハーグ国際私法会議の第一四回会期の時に同会議の構成国であった国による署名のために開放しておく。
(二)　この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

25　加入（第三八条関係）
(一)　その他の国は、この条約に加入することができる。
(二)　加入は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した締約国との間においてのみ効力を有する。

26　留保（第四二条関係）
いずれの国も、第二四条又は第二六条第三項に規定する留保の一方又は双方を付することができる。その他のいかなる留保も、認められない。いずれの国も、いつでも、自国が付した留保を撤回することができる。

27　効力発生（第四三条関係）
(一)　この条約は、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。
(二)　この条約は、この条約の効力が生じた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定（条約第三号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）
2　一方の締約国は、関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する旨定める。（第二条関係）
3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第三条関係）
4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第四条関係）
5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第五条関係）
6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条関係）
7　いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、他方の締約国の投資活動の条件として、現地調達等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第七条関係）
8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨定める。（第八条関係）